

行政と市民活動団体（NPO）との協働のあり方に関する基本方針

- NPOのまち八王子の実現を目指して - （概要版）

基本方針の作成にあたって

行政と市民活動団体（NPO）との協働による新しいまちづくりをどのように進め、行政とNPOがより良い協働関係を実現していくためには、どうあるべきなのか——ここにその基本方針を定め、協働に関する基本的な考え方や協働の相手の選定、協働を推進していくための取組み（環境づくりなど）の指針とする。

1. 協働の理念

- ・ 協働とは、非営利・公益活動の場で、相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向け、協力・協調して活動していくこと。
- ・ 具体的な協働のかたち
委託、共催、後援、情報交換・情報提供、政策提案や政策形成過程への参加

2. 協働を実現していく相手 —— NPOとは

- ・ 「利益拡大のためではなく、使命（ミッション）実現のための活動をする組織」と定義し、
- ・ 具体的には、「非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を、継続的に行う団体」（法人格の有無にはこだわらない）
- ・ 上記の団体が八王子市の区域内において行う、営利を目的としない社会貢献活動をNPOと定義する。（宗教活動や政治活動を主たる目的とするものを除く）

3. NPOの特徴と可能性

- ・ 市民サービスの新たな担い手、市民自治を育む組織、実践的・具体的な政策提言（アドボカシー）の主体
- ・ 協働による効果
行政：公共サービスの質の向上、事業の見直しによる行政の効率化・体質改善
NPO：理念や使命を実現するための新たな活動の場の拡大
市民：多様で、柔軟な公共サービスの享受

4. 市民の意識とNPOの実態

（平成12年「第32回市政世論調査」・「NPO等実態調査報告書」）

- ・ 市民への認知度は低いが、期待度は大きい。
- ・ NPOの活動分野は福祉、医療の分野が8割。
- ・ NPOが八王子市に望むことは、補助金・助成金の援助が1位。

5. 協働を推進するために

- ・ 市民やNPO等で構成されたNPO協議会（仮称・中間的NPO）（以下協議会）を創設し、市民参加を前提に以下の施策を推進
 - （1） NPO条例などの制定
 - （2） NPOセンター（仮称）の整備
 - （3） 自立化を促進し活動をサポート
 - ・ 社会的・公益的な活動を行うための環境づくりを行う。
 - ・ 市民事業促進のためのサポート制度を整備する。
 - （4） 委 託
 - 委託可能な領域を定め、協働が期待できる事業を積極的にNPOへ委託する。
 - NPOへの事業委託を推進する意義
 - ・ 公共サービスを、市民の手で提供することにより、住民自治・市民分権が推進される。また、サービスの質と量が向上するとともに、行政がスリム化する。さらに、公共サービスへの市民参加が促進され、地域コミュニティの活性化が期待できる。
 - NPOへの事業委託
 - ・ 庁内に、「NPO協働事業推進委員会」（仮称）を設置し、選定基準を定め、市のNPO推進事業を選定する。
 - NPO推進事業をおこなう委託先NPOの選定
 - ・ 具体的な選定方法を別途定め、事業目的に最も適した相手を選定する。
 - （5） 情報公開・職員の意識改革
 - 『NPOの日』を創設
 - 情報収集・提供システムの確立
 - NPOの派遣研修の実施。
 - 職員とNPOとの直接対話の機会を設ける。

6 施策実現のための3つの取組み

- （1） パートナースHIP3段活用
 - 「支援」（設立相談・事業支援）
 - 「応援」（共催事業・後援）
 - 「パートナーシップ」（事業提案・本来業務の委託・他のNPO支援）
 - ・ 施策の進行管理や協働事業の評価は、市民と行政により行う。
- （2） NPOを中心に相互ネットワーク化
- （3） ボランティア活動への支援と連携